

私立学校振興助成法第14条の取扱細目について

I 監査対象法人について

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校振興助成法（以下「法」という。）第14条第1項に規定する学校法人（学校法人化予定園含む。）で知事の所轄に属するものは、毎年度作成する財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）について、同条第3項の規定に基づき知事が指定した監査事項に関し、公認会計士又は監査法人の監査を受け、計算書類に当該監査報告書を添付の上、同条第2項の規定により計算書類及び収支予算書を知事に届け出てください。

ただし、一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金すべての交付額が、一会計年度で0円の場合は、監査報告書の提出は不要です。

なお、法第9条の規定に基づく補助金は次のとおりです。

- (1) 私立学校経常費補助金
- (2) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助金
- (3) 私立幼稚園等地域開放推進費補助金
- (4) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

II 監査報告書添付の免除について

一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金が、一会計年度に1,000万円に満たない場合は、法第14条第3項ただし書きの規定により、公認会計士又は監査法人の監査報告書添付の免除を受けることができます。

監査報告書添付の免除を受けようとする学校法人は、当該年度の翌年度の4月30日までに、監査報告書添付免除許可申請書（様式1）を知事に提出し、許可を受けてください。

III 監査の具体的内容について

法第14条第3項の規定に基づき、平成28年神奈川県告示第312号（別添1）をもって指定された公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項についての具体的内容は次のとおりです。

1 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算書は、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6

年文部科学省令第28号) による改正前の学校法人会計基準(以下「改正前学校法人会計基準」という。)の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

ウ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げ並びに規定外の予算流用を行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。

特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

(2) 資金収支計算書の表示方法は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、改正前学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、及び第12条及び第14条に従っているかどうか。

(3) 資金収支内訳表は、改正前学校法人会計基準第13条に掲げる各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と学生生徒等納付金収入、施設関係支出及び設備関係支出の関連について留意してください。

2 事業活動収支計算書について

(1) 事業活動収支計算書は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

エ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

(エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

(オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

(2) 事業活動収支計算書の表示方法は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、改正前学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。

(3) 事業活動収支内訳表は、改正前学校法人会計基準第24条に従い、各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と基本金組入額の関連について留意してください。

3 貸借対照表等について

(1) すべての資産及び負債は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。

イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

(2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

(3) 基本金及び繰越収支差額は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(4) 貸借対照表の表示方法は、改正前学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、改正前学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。

- (5) 借入金明細表の当期増加額及び当期減少額が、資金収支計算書における借入金収入及び借入金返済支出と一致しているかどうか。

長期借入金の一部を短期借入金に振替えた場合は、その金額につき明らかに表示してください。

4 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。
- (2) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

IV 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要がありますが、著しい利害関係の有無については、公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考としてください。

V 計算書類等の届出について

1 届出期日について

- (1) 計算書類の届出期日については、当該年度の翌年度の6月30日までとします。ただし、知事が別に届出期日を通知したときは、当該指定日とします。

収支予算書については、別に指定します。

- (2) 届け出られた収支予算書を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出てください。

2 届出方法等について

- (1) 計算書類等の提出の際には、送付状（様式2）を添付してください。
- (2) 計算書類は、次に定める順序としてください。

- ① 表紙（ 年度財務計算に関する書類…学校法人〇〇学園）
- ② 公認会計士又は監査法人の監査報告書（署名のあるもの）
- ③ 学校法人の監事の監査報告書（写しでも可）

- ④ 資金収支計算書
 - ⑤ 資金収支内訳表
 - ⑥ 人件費支出内訳表
 - ⑦ 事業活動収支計算書
 - ⑧ 事業活動収支内訳表
 - ⑨ 貸借対照表
 - ⑩ 固定資産明細表
 - ⑪ 借入金明細表（該当がない場合も様式を添付し、その旨記載）
 - ⑫ 基本金明細表（作成を省略した場合も様式を添付し、その旨記載）
 - ⑬ 基本金明細表付表様式第一の一、第一の二、第二の一、第二の二、第二の三（該当がない場合は添付不要）
 - ⑭ 収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び附属明細書（寄附行為に収益事業を定めている場合）
- (3) 計算書類の提出に当たっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本の形式により、次のいずれかの方法で届け出てください。
- なお、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付の有無にかかわらず、当該学校法人の監事の監査報告書（写しでも可）を添付してください。
- ア 原本が紙媒体である場合には、当該監査報告書（署名のあるもの）を(2)の順序で計算書類にとじ込み、原本を紙媒体で届け出てください。
- イ 原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるもの）と監査証明の対象となった計算書類を(2)の順序で一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出てください。
- (4) 収支予算書は、(2)の計算書類とは別にし、次に定める書類としてください。
- なお、届出方法は別に指定します。
- ・ 表紙（ 年度収支予算書…学校法人〇〇学園）
 - ・ 事業活動収支予算書
 - ・ 資金収支予算書
 - ・ 事業活動収支予算内訳表

- ・ 資金収支予算内訳表
- ・ 人件費予算内訳表

3 収支予算書等の様式について

- (1) 収支予算書の様式は、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）による改正後の学校法人会計基準（以下、「改正後学校法人会計基準」という。）に定める第二号様式及び第三号様式、私立学校振興助成法施行規則第一号様式から第三号様式を準用してください。

ただし、改正後学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「事業活動収支予算書」に、「予算」を「本年度予算額」に、「決算」を「前年度当初予算額」に、「差異」を「増減」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。私立学校振興助成法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

- (2) 補正予算書の様式は、改正後学校法人会計基準に定める第二号様式及び第三号様式、私立学校振興助成法施行規則第一号様式から第三号様式を準用してください。

ただし、改正後学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「第〇回事業活動収支補正予算書」に、「予算」を「補正前の額」に、「決算」を「補正予算額」に、「差異」を「合計額」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。私立学校振興助成法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支補正予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

- (3) 紙媒体で届け出る場合の計算書類及び収支予算書の用紙は、日本産業規格A4判に統一し、各様式については、原則として縦に用いて横書きとしてください。ただし、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合については、この限りではありません。

様式 1（日本産業規格 A 4 縦長型）

文書番号

年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

監査報告書添付免除許可申請書

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）による改正前の私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に規定する 年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付については、同項ただし書きの規定の適用を受けたく申請します。

様式2（日本産業規格A4縦長型）

文書番号
年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名

送 付 状

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づき、本学校法人の 年度財務計算に関する書類を別添のとおりお届けします。

1 提出部数

財務計算に関する書類 1部

2 経理責任者氏名等

経理責任者 職・氏名

経理書類作成者 職・氏名

別添 1

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定

平成28年 6 月17日

告示第312号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定等（昭和52年神奈川県告示第264号）は廃止する。

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（活動区分資金収支計算書を除く。）が作成されているかどうか。